



福運整第300号の2
福運輸第209号の2
平成28年7月13日

福島県内貨物自動車運送事業者 各位

東北運輸局 福島運輸支局長



自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導
及び監督の実施マニュアル（トラック事業者編）の一部改訂について

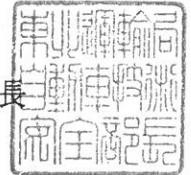
標記について、東北運輸局自動車技術安全部長及び自動車交通部長から別紙のとおり周知通達が発せられましたので、運転者に対して行う一般的な指導及び監督において、各社独自のマニュアル等と合わせて本マニュアルを活用されますようお願いいたします。



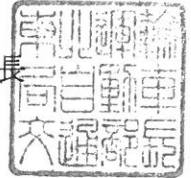
東自保第32号
東自監第97号
平成28年7月5日

東北運輸局福島運輸支局長 殿

東北運輸局自動車技術安全部長



東北運輸局自動車交通部長



自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル（トラック事業者編）の一部改訂について

標記について、平成28年6月30日付け国自安第28号の2により、自動車局安全政策課長から別添のとおり通達があったので了知するとともに、関係事業者に対し周知されたい。



国自安第28号の2
平成28年6月30日

東北運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長
(公印省略)

自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び
監督の実施マニュアル（トラック事業者編）の一部改訂について

標記について、別紙のとおり関係団体あて通知したので、貴局においても、管内関係事業者に対する指導の徹底を図られたい。



国自安第28号の2
平成28年6月30日

東北運輸局自動車交通部長 殿

自動車局安全政策課長
(公印省略)

自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び
監督の実施マニュアル（トラック事業者編）の一部改訂について

標記について、別紙のとおり関係団体あて通知したので、貴局においても、管内関係事業者に対する指導の徹底を図られたい。



国自安第28号
平成28年6月30日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿
一般社団法人全国霊柩自動車協会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長

自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び
監督の実施マニュアル（トラック事業者編）の一部改訂について

自動車運送事業者には、事業用自動車の運転者に対して、当該自動車運送事業に係る主な道路の状況その他の事業用自動車の運行に関する状況、その状況下において事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、適切な指導監督をしなければならないことが義務付けられており、当該指導監督の指針として、貨物自動車運送事業者に対しては、「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（平成13年国土交通省告示第1366号。以下「告示」という。）が定められているところです。

上記については、平成21年3月にとりまとめられた「事業用自動車総合安全プラン2009」において、実効性のある指導監督が行えるよう指針のマニュアルを策定することが提言されたことから、平成24年3月に実施マニュアルが策定されているところです。

今般、車両総重量3.5t以上7.5t未満の自動車の免許受験については、18歳以上であれば運転経験を問わずに可能とする新免許区分（準中型免許）が創設されること等を踏まえ、告示の改正を行ったところであり、併せて当該マニュアルを一部改訂いたしました。

つきましては、各事業者が事業用自動車の運転者に対して指導監督を実施する際には、各社の運行実態を考慮し、各社独自のマニュアル等と合わせて、本マニュアルを活用されますよう貴傘下会員に対し周知をお願いいたします。